

◎ 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条〔略〕 ②～⑨〔略〕 〔削る〕</p> <p>第十六条〔略〕 ②～⑧〔略〕 〔削る〕</p>	<p>第五条〔略〕 ②～⑨〔略〕</p> <p>⑩ 委員長は、国会の開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九条第二項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第十六条〔略〕 ②～⑧〔略〕</p> <p>⑨ 裁判長は、国会開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。第五条第十項後段の規定は、この場合について準用する。</p>